

日本脊椎脊髄病学会不服申し立て審査委員会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、日本脊椎脊髄病学会不服申し立て審査委員会（以下、審査委員会と略記）の組織、及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(審議事項)

第2条 審査委員会は、次に掲げる事項を審議する。

措置を受けた利益相反違反者の不服申し立て審査請求に関わること。

(組織)

第3条

1. 審査委員会は次の委員をもって組織する。

- (1) 理事長が指名する本学会理事若干名
- (2) 理事長が指名する本学会評議員若干名
- (3) 理事長が指名する外部委員1名以上

2. COI 委員会委員は審査委員会委員を兼ねることはできない。

(委員長)

第4条

1. 審査委員会の委員長は理事長が指名する。

2. 委員長は審査委員会の議長となる。

3. 委員長は副委員長を指名する。委員長に事故等があるときは、副委員長がその職務を代行する。

(任期)

第5条 委員の任期は、処分決定に対する不服申し立てに関する最終処分の決定までとする。

(審査委員会の招集、議事)

第6条

1. 審査委員会は会議の目的とする事項を示して、委員長が招集する。

2. 審査委員会は、必要がある時は、COI 委員会委員長、並びに不服申し立て者から意見を聴取することができる。

3. 委員会は、本学会の定める「事業活動の利益相反に関する指針」、及びその細則に則って当該議事を審議する。

4. 審査委員会は、特別の事情がない限り、審査に関する第1回の委員会開催日から1ヵ月以内に不服申し立てに対する答申書をまとめ、理事長に提出する。

(個人情報保護)

第7条

1. 委員は、本学会の定める「事業活動の利益相反に関する指針」及びその細則に則って提出された「利益相反の自己申告書」、「不服申し立て審査請求書」の内容を、秘密保持および個人情報保護の観点から慎重に取り扱うものとする。委員は秘密保持および個人情報保護の観点から、自ら署名・押印した誓約書(様式5)を理事長に提出し、その秘密保持の義務を遵守する。
2. 審査委員会議事内容等を理事会等に報告する場合においても、委員長は会員の個人情報保護に十分に配慮するものとする。

(変更)

第8条 この規定は、理事会の議を持って変更できるものとする。

(事務)

第9条 審査委員会に関する事務は学会事務局が行なう。

附則

この規則は、平成27年7月9日から施行する。